

函館市監査公表第35号

函館市長から、平成27年度行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年10月6日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一

函 環 総

平成28年9月20日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	環境部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ <u>その他</u> （行政監査）		
監査等実施期間	平成27年8月4日～平成28年3月25日	講評日	平成28年3月29日
調査対象事項名	市の刊行物について		
指摘事項，意見・要望事項			
<p>監査対象となった刊行物113件のうち、古紙パルプ配合率70%以上の再生紙を使用していないものが66件となっており、不十分と思われる理由で再生紙を使用していないものも見受けられた。</p> <p>「環境配慮率先行動計画（Ⅲ）」の遂行を掌握する環境部において、目的や実施状況の調査が形骸化しないよう、また、環境配慮に積極的に取り組んでいる旨、再度全庁的な周知と勧奨を徹底すべきである。</p>			
措置内容，対応・考え方			
<p>監査対象となった市の刊行物をはじめ、本市が作成、発行している印刷物の環境への配慮の徹底を図るために、毎年実施している、各部局への環境物品等の調達実績の通知において、調達ガイドラインに基づいた仕様での印刷物の調達について特記事項として記載したほか、合わせて庁内メーリングリストにより各職員への周知を行いました。さらに、環境に配慮した印刷物の作成・発注の推進について改めて各部局に通知しました。</p>			